
規 則

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 79 号

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 19 年高知県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」に改め、同表の 4 中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

別表第 2 の 2 中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

別表第 3 の 1 中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」に改め、同表の 5 中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

別表第 5 中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。